

保管場所使用権原疎明書面(自認書)

土地又は建物の該当する項目に○を付けて下さい。

証明申請・届出に係る保管場所である土地・建物は、私の所有であることに間違いありません。

申請又は届出の該当する項目に○を付けて下さい。
申請 → 普通自動車の保管場所証明申請
届出 → 普通自動車の保管場所変更届出
又は
軽自動車の保管場所届出及び変更

注意事項 1

- 保管場所である車庫が、建物と一体となって築造され、かつ、築造された車庫が自己所有の場合(例:1階が車庫、2階が居住部分など)は「建物」に○をつけて下さい。
- 車庫とする土地と建物の両方が自己所有の場合は、両方に○を付けて下さい。
- 車庫とする土地が共有の場合は、「自認書」のほかに、他の共有者全員の承諾書を添付して下さい。

福島 警察署長 殿

〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日

注意事項 2

- この書類は、保管場所の使用権原事実を証明する書面です。必ず、保管場所の所有者が記入して下さい。
- 消すことのできるボールペンの使用はしないでください。
- この書類は、自動車保管場所証明申請又は自動車保管場所届出を行う際の保管場所位置が、自己所有の場合に作成して下さい。

〒(123-4567)

住所 福島市〇〇1丁目1-1

(123) 456 局 7899 番

氏名 福島 太郎

- 備考
- 1 保管場所証明申請の場合は証明申請に、保管場所届出の場合は届出に○をつけてください。
 - 2 土地・建物については、どちらか当てはまる方(両方に当てはまる場合は両方)に○をつけてください。